

# 令和8年大府市訓令一覧

公表日 令和8年3月30日

- 第 2号 部の庶務担当を定める訓令の一部改正
- 第 3号 大府市庁内会議規程の一部改正
- 第 4号 大府市政策法務委員会規程の一部改正
- 第 5号 大府市事務改善委員会規程の一部改正
- 第 6号 大府市決裁規程の一部改正
- 第 7号 大府市私有車の公務使用に関する規程の一部改正
- 第 8号 大府市文書管理規程の一部改正
- 第 9号 大府市公印規程の一部改正
- 第10号 大府市職員被服貸与規程の一部改正
- 第11号 大府市社会福祉事務所処務規程の一部改正

大府市訓令第2号

部の庶務担当を定める訓令（平成4年大府市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
部の庶務担当課を次のように定める。		部の庶務担当課を次のように定める。	
部	庶務担当課	部	庶務担当課
略	略	略	略
略	略	略	略
市民協働部	<u>危機管理課</u>	市民協働部	<u>協働推進課</u>
略	略	略	略
健康未来部	<u>健康未来推進課</u>	健康未来部	<u>健康未来政策課</u>
略	略	略	略
略	略	略	略

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

大府市訓令第3号

大府市市内会議規程（昭和49年大府市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(政策調整会議)</p> <p>第4条 政策調整会議は、<u>部長又は会計管理者からの依頼を受けて企画政策部長が</u>主宰し、市長、副市長<u>並びに関係する部長、課長及び室長</u>をもって構成する。ただし、<u>企画政策部長</u>が必要と認める場合は、構成員以外の者を会議に参画させることができる。</p> <p>2 政策調整会議は、<u>各部等</u>の事務事業に係る各種の情報及び意見の交換並びに事務事業の方向性を決定する機能を有する会議とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 政策調整会議の庶務は、<u>各部等</u>において処理する。</p> <p>5 政策調整会議の決定事項その他必要と認められる事項は、会議録に記載し、<u>部長又は会計管理者</u>の決裁を受けて保存するものとし、必要に応じて幹部会議に報告するものとする。</p>	<p>(政策調整会議)</p> <p>第4条 政策調整会議は、<u>部長</u>が主宰し、市長、副市長、<u>企画政策部長及び</u>関係する課長<u>又は室長</u>をもって構成する。ただし、<u>部長</u>が必要と認める場合は、構成員以外の者を会議に参画させることができる。</p> <p>2 政策調整会議は、<u>各部</u>の事務事業に係る各種の情報及び意見の交換並びに事務事業の方向性を決定する機能を有する会議とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 政策調整会議の庶務は、<u>各部</u>において処理する。</p> <p>5 政策調整会議の決定事項その他必要と認められる事項は、会議録に記載し、部長の決裁を受けて保存するものとし、必要に応じて幹部会議に報告するものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

大府市訓令第4号

大府市政策法務委員会規程（平成17年大府市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 政策法務推進監</u></p> <p><u>(4)～(13)</u> 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)～(12)</u> 略</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

大府市訓令第5号

大府市事務改善委員会規程（昭和46年大府市規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 危機管理課長</u></p> <p>(4) 略</p> <p><u>(5) 健康未来推進課長</u></p> <p>(6)～(13) 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 協働推進課長</u></p> <p>(4) 略</p> <p><u>(5) 健康未来政策課長</u></p> <p>(6)～(13) 略</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

大府市訓令第6号

大府市決裁規程（昭和47年大府市規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 部長 大府市事務分掌規則（平成16年大府市規則第38号。以下この条において「規則」という。）第5条第1項に規定する部長、同条第2項に規定する担当部長、大府市議会事務局に関する条例（昭和45年大府市条例第7号）第2条第1項に規定する事務局長、大府市消防本部の組織に関する規則（昭和52年大府市規則第21号。以下この条において「消防規則」という。）第4条第1項に規定する消防長、大府市社会福祉事務所処務規程（昭和52年大府市訓令第16号。以下この条において「福祉事務所規程」という。）第4条第1項に規定する所長並びに大府市教育委員会事務局組織規則（昭和52年大府市教育委員会規則第4号。以下この条において「教委規則」という。）第5条第1項に規定する教育部長をいう。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 部長 大府市事務分掌規則（平成16年大府市規則第38号。以下この条において「規則」という。）第5条第1項に規定する部長、同条第2項に規定する担当部長、大府市議会事務局に関する条例（昭和45年大府市条例第7号）第2条第1項に規定する事務局長、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第1項に規定する会計管理者</u>、大府市消防本部の組織に関する規則（昭和52年大府市規則第21号。以下この条において「消防規則」という。）第4条第1項に規定する消防長、大府市社会福祉事務所処務規程（昭和52年大府市訓令第16号。以下この条において「福祉事務所規程」という。）第4条第1項に規定する所長並びに大府市教育委員会事務局組織規則（昭和52年大府市教育委員会規則第4号。以下この条</p>

改正後	改正前
<p>(6) <u>推進監</u> 規則第5条第2項に規定する推進監及びこれに相当する職にある者をいう。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>(10) 課長 規則第5条第1項に規定する課長、同条第2項に規定する室長、大府市議会事務局処務規程（平成8年大府市議会規程第1号）第4条第1項に規定する課長、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第1項に規定する会計管理者</u>、大府市会計管理者の補助組織設置規則（昭和45年大府市規則第7号）第3条第1項に規定する課長、大府市監査委員事務局処務規程（昭和61年大府市監査委員規程第1号）第2条第1項に規定する事務局長、消防規則第4条第1項に規定する課長、大府市消防署の組織に関する規程（昭和52年大府市消防本部訓令第1号）第4条第1項に規定する消防署長、福祉事務所規程第4条第1項に規定する課長、大府市農業委員会規程（平成13年大府市農業委員会告示第13号）第5条第1項に規定する事務局長、大府市選挙管理委員会規程（昭和45年大府市選挙管理委員会規程第1号）第18条第2項に規定する書記長及び教委規則第5条第1項に規定する課長をいう。</p> <p>(11)～(15) 略</p> <p>別表第1（第7条、第8条関係）</p>	<p>において「教委規則」という。）第5条第1項に規定する教育部長をいう。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) 課長 規則第5条第1項に規定する課長、同条第2項に規定する室長、大府市議会事務局処務規程（平成8年大府市議会規程第1号）第4条第1項に規定する課長、大府市会計管理者の補助組織設置規則（昭和45年大府市規則第7号）第3条第1項に規定する課長、大府市監査委員事務局処務規程（昭和61年大府市監査委員規程第1号）第2条第1項に規定する事務局長、消防規則第4条第1項に規定する課長、大府市消防署の組織に関する規程（昭和52年大府市消防本部訓令第1号）第4条第1項に規定する消防署長、福祉事務所規程第4条第1項に規定する課長、大府市農業委員会規程（平成13年大府市農業委員会告示第13号）第5条第1項に規定する事務局長、大府市選挙管理委員会規程（昭和45年大府市選挙管理委員会規程第1号）第18条第2項に規定する書記長及び教委規則第5条第1項に規定する課長をいう。</p> <p>(10)～(14) 略</p> <p>別表第1（第7条、第8条関係）</p>

改正後

改正前

1 共通事務関係

1 共通事務関係

決裁区分	市長	副市長	部長	課長	備考
決裁事項					
法					
制	不服申立て	(訟) 1 審査請求に係る審査会等への諮問 (訟) 2 審査請求に対する裁決(認容、棄却) (訟) 3	(訟) 審査請求に対する裁決(却下)	(訟) 審査請求の処理	<u>審査請求に対する弁明書の提出等については、法務担当部課長に合議する。</u>

決裁区分	市長	副市長	部長	課長	備考
決裁事項					
法					
制	不服申立て	(訟) 1 審査請求に係る審査会等への諮問 (訟) 2 審査請求に対する裁決(認容、棄却) (訟) 3	(訟) 審査請求に対する裁決(却下)	(訟) 審査請求の処理	<u>審査請求に対する弁明書</u>

改正後								改正前							
			審査請求に係る処分の執行停止								審査請求に係る処分の執行停止				
			<u>4 審査請求に対する弁明書の提出等</u>												
	訴訟等 (和解、あっせん、調停、仲裁等を含む。)	1 市長代理人の選任 2 仮差押え、仮処分、支払督促		訴訟等の進行に係る事務の処理		<u>1 訴訟等の進行に係る事務の処理を除き、法務担当</u>			訴訟等 (和解、あっせん、調停、仲裁等を含む。)	1 市長代理人の選任 2 仮差押え、仮処分、支払督促		訴訟等の進行に係る事務の処理			



改正後							改正前							
						は、訟務担当課の所管とする。								
2 共通人事関係							2 共通人事関係							
	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考		決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	
	決裁事項							決裁事項						
	任							任						
	免	育児休業等	(人)部長、推進監、参事、次長、調整監、課長、主幹	略				免	育児休業等	(人)部長、参事、次長、調整監、課長、主幹	略			

改正後							改正前						
年次有給休暇等付与	職務に専念する義務の免除		部長、 <u>推進</u> 監、参事	略	略		年次有給休暇の免除		部長、参事	略	略		
	年次有給休暇		部長、 <u>推進</u> 監、参事	略	略	略	年次有給休暇		部長、参事	略	略	略	
	その他の承認		部長、 <u>推進</u> 監、参事	略	略		その他の承認		部長、参事	略	略		
	時間外(休日)勤務命令		部長、 <u>推進</u> 監、参事	略	略	略	時間外(休日)勤務命令		部長、参事	略	略	略	
旅行命令	市内	副市長、教育長	部長、 <u>推進</u> 監、参事	略	略		市内	副市長、教育長	部長、参事	略	略		
	県内	副市長、	部長、 <u>推進</u> 監、参事	略	略	略	県内	副市長、	部長、参事	略	略	略	



改正後						改正前					
企画広報戦略課						企画広報戦略課					
	土地利用	略	略				土地利用	略	略		
	略	略		略	略		<u>ゼロカーボン</u>			<u>総合的な企画及び調整に関すること。</u>	<u>一般的な企画及び調整に関すること。</u>
						略	略		略	略	
税務課						税務課					
<u>納税推進室</u>	納税の啓発				略	納税の啓発					略
	略	略		略	略		略	略		略	略
協働推進課	略			略	略	協働推進課	略			略	略
	市民との協働及び市民活動の促進	組の新設・解散		総合的な企画、調整及び推進に関する	1 <u>市民活動ポランテ</u> <u>ィアセ</u>		市民との協働及び市民活動の促進	組の新設・解散		総合的な企画、調整及び推進に関する	1 <u>市民活動センター</u> <u>に関する</u>

改正後						改正前					
				ること。	<u>ンター</u> に 関す ること。 2 略					ること。	ること。 2 略
<u>生涯学</u> <u>習課</u>	生涯学習			略	略					略	略
<u>ゼロカ</u> <u>ーボン</u> <u>推進課</u>	<u>ゼロカー</u> <u>ボン</u>			<u>総合的な</u> <u>企画及び</u> <u>調整に関</u> <u>すること。</u>	1 <u>一般</u> <u>的な企</u> <u>画及び</u> <u>調整に</u> <u>関する</u> <u>こと。</u> 2 <u>自然</u> <u>体験学</u> <u>習施設</u> <u>に関す</u> <u>ること。</u>						
清掃				略	略	清掃				略	略



改正後						改正前						
				<u>の取扱</u> <u>い及び</u> <u>遺留金</u> <u>品の処</u> <u>分</u> <u>2 埋葬</u> <u>又は火</u> <u>葬を行</u> <u>う者が</u> <u>居ない</u> <u>又は判</u> <u>明しな</u> <u>い死体</u> <u>の取扱</u> <u>いに関</u> <u>するこ</u> <u>と。</u>								
	略				略		略					略
高齢障	略			略	略	高齢障	略				略	略

改正後						改正前					
がい支 援課	福祉施設				長草デ イサー ビスセ ンター に関す ること。	がい支 援課	福祉施設				デイサ ービス センタ ーに関 すること。
	略			略			略			略	
	略	略					略	略			
保険医 療課						保険医 療課					
健康未 来推進 課	略			略	略	健康未 来政策 課	略			略	略
	健康都市 関連施策			総合的な 推進及び PRに関 すること。	一般的な 推進及び PRに関 すること。		健康都市 関連施策			総合的な 企画、調 整、推進 及びPR に関する こと。	一般的な 企画、調 整、推進 及びPR に関する こと。
幼児教 育保育	児童福祉			地域型保 育事業等	略	幼児教 育保育	児童福祉			地域型保 育事業に	略

改正後						改正前					
課				に係る指導及び監査の実施		課				に係る指導及び監査の実施	
	略			略	略		略			略	略
市街地整備室	市街地			略	略	中心市街地整備室	中心市街地			略	略
道路整備課						道路整備課					
水緑公園課	公園緑地			1 公園事業及び緑化事業の総合的な運営に関すること。	1 公園施設の利用に関すること。	水緑公園課	公園緑地			1 公園事業及び緑化事業の総合的な運営に関すること。	1 公園施設の利用に関すること。

改正後						改正前						
				2～6 略	2～7 略					2～6 略	2～7 略	
											8 <u>ニツ</u>	
											<u>池セレ</u>	
											<u>トナに</u>	
											関する	
											こと。	
	略	略		略	略				略	略		
	略	略		略	略				略	略		

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

大府市訓令第7号

大府市私有車の公務使用に関する規程（平成5年大府市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「職員」とは、大府市有自動車運行管理に関する規程（昭和49年大府市訓令第11号）第5条第1項第1号又は第2号に規定する者のうち、次に掲げる職員をいう。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 市民活動ボランティアセンターの職員</u></p> <p><u>(12)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「職員」とは、大府市有自動車運行管理に関する規程（昭和49年大府市訓令第11号）第5条第1項第1号又は第2号に規定する者のうち、次に掲げる職員をいう。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

大府市訓令第8号

大府市文書管理規程（平成20年大府市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第11条関係）			別表第1（第11条関係）		
文書の記号			文書の記号		
部名	課名	約字	部名	課名	約字
略	略	略	略	略	略
総務部	行政管理課	行	総務部	行政管理課	行
	<u>デジタル戦略室</u>	<u>デ</u>		<u>デジタル戦略室</u>	<u>デ</u>
	市民課	市		市民課	市
	税務課	税		税務課	税
市民協働部	<u>納税推進室</u>	<u>納</u>	市民協働部	<u>納税推進室</u>	<u>納</u>
	協働推進課	協		協働推進課	協
	<u>生涯学習課</u>	<u>生</u>		<u>生涯学習課</u>	<u>生</u>
	文化交流課	文		文化交流課	文
スポーツ振興室	ス	スポーツ振興室	ス		

改正後			改正前		
	危機管理課	危		危機管理課	危
	<u>ゼロカーボン推進課</u>	ゼ		<u>環境課</u>	環
福祉部	地域福祉課	地福	福祉部	地域福祉課	地福
	<u>福祉まるごと相談課</u>	福相		<u>福祉まるごと相談室</u>	福相
	高齢障がい支援課	高		高齢障がい支援課	高
	保険医療課	医		保険医療課	医
健康未来部	<u>健康未来推進課</u>	<u>健推</u>	健康未来部	<u>健康未来政策課</u>	<u>健政</u>
	健康未来拠点整備室	健拠		健康未来拠点整備室	健拠
	幼児教育保育課	育		幼児教育保育課	育
	こども若者支援課	こ		こども若者支援課	こ
	女性活躍推進室	女		女性活躍推進室	女
	健康増進課	健増		健康増進課	健増
都市整備部	都市政策課	都	都市整備部	都市政策課	都
	<u>市街地整備室</u>	<u>街</u>		<u>中心市街地整備室</u>	<u>中</u>
	道路整備課	道		道路整備課	道
	水緑公園課	水緑		水緑公園課	水緑
	建設総務課	建		建設総務課	建
略	略	略	略	略	略
	略	略		略	略

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。



大府市訓令第9号

大府市公印規程（平成7年大府市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
公印の名称	ひな型	書体	寸法 (ミリ メート ル)	用途	保管者	公印の名称	ひな型	書体	寸法 (ミリ メート ル)	用途	保管者
市長印（税 証明専用）		てん書	21×21	税務関係証 明用	市民課長 税務課長 納税推進 室長	市長印（税 証明専用）		てん書	21×21	税務関係証 明用	市民課長 税務課長
別表第2（第14条関係）						別表第2（第14条関係）					
名称	保管場 所	保管者	用途	形状	寸法（ミ リメート	名称	保管場 所	保管者	用途	形状	寸法（ミ リメート

改正後						改正前					
略	略	略	略	略	ル)	略	略	略	略	略	ル)
税務関係証 明・滞納処 分関係書類 用契印機	納税推 進室	納税推 進室長	税務関係証 明書及び滞 納処分関係 書類の打抜 用	略	9 × 44	税務関係証 明・滞納処 分関係書類 用契印機	税務課 長	税務課 長	税務関係証 明書及び滞 納処分関係 書類の打抜 用	略	9 × 44
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

大府市訓令第10号

大府市被服貸与規程（昭和49年大府市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大府市職員（消防吏員を除く。以下「職員」という。）の職務執行に必要な被服の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(被服の貸与)</p> <p>第2条 被服を貸与される職員並びに貸与される被服の種類及び貸与期間は、別表に定めるところによる。</p> <p>(着用の義務)</p> <p>第3条 <u>被服の貸与を受けた職員（以下「被服貸与職員」という。）は、貸与された被服を貸与の目的に従い着用しなければならない。</u></p> <p>(管理)</p> <p>第4条 被服は良心的に使用し、保管しなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大府市職員（消防吏員を除く。以下「職員」という。）の職務執行に必要な被服の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(被服の貸与)</p> <p>第2条 被服を貸与される職員並びに貸与される被服の種類及び貸与期間は、別表に定めるところによる。</p> <p><u>(貸与被服請書)</u></p> <p>第3条 <u>被服の貸与を受けた職員（以下「被服貸与職員」という。）は、貸与被服請書（第1号様式）を提出しなければならない。</u></p> <p>(着用の義務)</p> <p>第4条 被服貸与職員は、貸与された被服を貸与の目的に従い着用しなければならない。</p> <p>(管理)</p> <p>第5条 被服は良心的に使用し、保管しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 被服の補修、洗濯その他保管上必要な措置は、被服貸与職員の負担において行うものとする。</p> <p>(被服の返納)</p> <p><u>第5条</u> 被服貸与職員は、貸与期間中に退職、休職、<u>異動</u>等の理由により、その資格を失ったときは、被服を返納するものとする。</p> <p><u>2 前項の規定により返納された被服を職員に貸与する場合の貸与期間は、その残余期間とする。</u></p> <p><u>(破損等の届出)</u></p> <p><u>第6条</u> 被服貸与職員は、貸与期間中に被服を破損し、滅失し、又は紛失したときは、速やかにその旨を当該被服の管理を行う課等の長（以下「被服管理課長」という。）に届け出なければならない。</p> <p><u>2 被服管理課長は、前項の規定による届出があった場合、代替品を貸与する必要があると認めるときは、被服を再貸与することができる。</u></p> <p>(賠償)</p> <p>第7条 被服貸与職員は、貸与期間中に被服を故意若しくは重過失又は貸与の目的以外の目的での使用により破損し、滅失し、又は紛失したときは、当該被服の相当額を賠償するものとする。</p> <p>(被服の支給)</p> <p>第8条 貸与期間が満了した被服は、当該被服貸与職員に支給するものとする</p>	<p>2 被服の補修、洗濯その他保管上必要な措置は、被服貸与職員の負担において行うものとする。</p> <p>(被服の返納)</p> <p><u>第6条</u> 被服貸与職員は、貸与期間中に退職、休職等の理由により、その資格を失ったときは、<u>貸与被服返納書（第2号様式）</u>により被服を返納するものとする。</p> <p>(賠償)</p> <p>第7条 被服貸与職員は、貸与期間中に被服を故意又は過失により破損し、又は紛失したときは、当該被服の相当額を賠償するものとする。</p> <p>(被服の支給)</p> <p>第8条 貸与期間が満了した被服は、当該被服貸与職員に支給するものとする</p>

改正後	改正前																								
<p>る。</p> <p><u>(貸与期間後の再貸与)</u></p> <p>第9条 <u>被服管理課長は、貸与期間が満了した場合、被服を再貸与することができる。ただし、前条の規定により支給された被服が、貸与の目的に従い引き続き使用できる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(記録)</u></p> <p>第10条 <u>被服管理課長は、被服貸与整理簿（別記様式）を備え、貸与状況を明らかにしておかなければならない。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 この規程に定めるもののほか、特に市長が必要と認める場合は、貸与することができる。</p> <p>別表（第2条関係）</p>	<p>る。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この規程に定めるもののほか、特に市長が必要と認める場合は、貸与することができる。</p> <p>別表（第2条関係）</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>被服を貸与される職員</th> <th>貸与される被服の種類</th> <th>貸与期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>現場作業等に従事する職員で人事担当課長が認める職員</u></td> <td><u>空調服（ファン及びバッテリーを除く。）</u></td> <td><u>5年</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害対策本部の事務に従事する職員</u></td> <td><u>防災服（上下）</u></td> <td><u>使用に耐える期間</u></td> </tr> <tr> <td><u>一般行政職、保健職、保育職（園長、館長及び所長に限る。）その他の人事担当課長が必要と認</u></td> <td><u>交通安全帽及び青色ベスト</u></td> <td><u>5年</u></td> </tr> </tbody> </table>	被服を貸与される職員	貸与される被服の種類	貸与期間	<u>現場作業等に従事する職員で人事担当課長が認める職員</u>	<u>空調服（ファン及びバッテリーを除く。）</u>	<u>5年</u>	<u>災害対策本部の事務に従事する職員</u>	<u>防災服（上下）</u>	<u>使用に耐える期間</u>	<u>一般行政職、保健職、保育職（園長、館長及び所長に限る。）その他の人事担当課長が必要と認</u>	<u>交通安全帽及び青色ベスト</u>	<u>5年</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被服を貸与される職員</th> <th>貸与される被服の種類</th> <th>貸与期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被服を貸与される職員	貸与される被服の種類	貸与期間									
被服を貸与される職員	貸与される被服の種類	貸与期間																							
<u>現場作業等に従事する職員で人事担当課長が認める職員</u>	<u>空調服（ファン及びバッテリーを除く。）</u>	<u>5年</u>																							
<u>災害対策本部の事務に従事する職員</u>	<u>防災服（上下）</u>	<u>使用に耐える期間</u>																							
<u>一般行政職、保健職、保育職（園長、館長及び所長に限る。）その他の人事担当課長が必要と認</u>	<u>交通安全帽及び青色ベスト</u>	<u>5年</u>																							
被服を貸与される職員	貸与される被服の種類	貸与期間																							

改正後				改正前			
める職員							
給食調理員及び給食調理員兼 用務員	白衣(上 下)	夏用 冬用	<u>1年</u> <u>1年</u>	給食調理員及び給食調理員兼 用務員	白衣	夏用 冬用	<u>12月</u> <u>12月</u>

第1号様式及び第2号様式を削り、附則の次に次の様式を加える。



附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

大府市訓令第11号

大府市社会福祉事務所処務規程（昭和52年大府市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(課及び係の設置)</p> <p>第2条 福祉事務所に次の表の左欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="219 769 1072 1120"><thead><tr><th>課</th><th>係</th></tr></thead><tbody><tr><td>地域福祉課</td><td>福祉政策係</td></tr><tr><td><u>福祉まると相談課</u></td><td><u>相談支援係</u> <u>保護係</u></td></tr><tr><td>高齢障がい支援課</td><td>高齢福祉係 障がい福祉係</td></tr></tbody></table> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 <u>前条</u>に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	課	係	地域福祉課	福祉政策係	<u>福祉まると相談課</u>	<u>相談支援係</u> <u>保護係</u>	高齢障がい支援課	高齢福祉係 障がい福祉係	<p>(課及び係の設置)</p> <p>第2条 福祉事務所に次の表の左欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1178 769 2036 1120"><thead><tr><th>課</th><th>係</th></tr></thead><tbody><tr><td>地域福祉課</td><td>福祉政策係 <u>保護係</u></td></tr><tr><td>高齢障がい支援課</td><td>高齢福祉係 障がい福祉係</td></tr><tr><td><u>健康未来政策課</u></td><td><u>健康都市子ども政策係</u></td></tr></tbody></table> <p><u>(室の設置)</u></p> <p>第2条の2 <u>福祉事務所に福祉まると相談室を置く。</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 <u>第2条</u>に定める係及び<u>前条</u>に定める<u>室</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	課	係	地域福祉課	福祉政策係 <u>保護係</u>	高齢障がい支援課	高齢福祉係 障がい福祉係	<u>健康未来政策課</u>	<u>健康都市子ども政策係</u>
課	係																
地域福祉課	福祉政策係																
<u>福祉まると相談課</u>	<u>相談支援係</u> <u>保護係</u>																
高齢障がい支援課	高齢福祉係 障がい福祉係																
課	係																
地域福祉課	福祉政策係 <u>保護係</u>																
高齢障がい支援課	高齢福祉係 障がい福祉係																
<u>健康未来政策課</u>	<u>健康都市子ども政策係</u>																

改正後	改正前
<p>地域福祉課</p> <p>福祉政策係 略</p> <p><u>福祉まるごと相談課</u></p> <p><u>相談支援係</u></p> <p>(1) <u>課</u>の文書及び経理に関すること。</p> <p>(2) その他<u>課</u>の庶務に関すること。</p> <p><u>保護係</u></p> <p>(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める援護及び現業事務の処理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に定める援護及び現業事務の処理に関すること。</u></p> <p>高齢障がい支援課 略</p>	<p>地域福祉課</p> <p>福祉政策係 略</p> <p><u>保護係</u></p> <p>(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める援護及び現業事務の処理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に定める援護及び現業事務の処理に関すること。</u></p> <p><u>福祉まるごと相談室</u></p> <p>(1) <u>室</u>の文書及び経理に関すること。</p> <p>(2) その他<u>室</u>の庶務に関すること。</p> <p>高齢障がい支援課 略</p> <p><u>健康未来政策課</u></p>

改正後	改正前
<p>幼児教育保育課～健康増進課 略</p> <p>(所長等)</p> <p>第4条 福祉事務所に所長及び副所長を、課に課長を、係に係長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、必要があると認めるときは、福祉事務所に次長を、課に担当課長、主幹、課長補佐、副主幹及び主査を、係に主査を置くことができる。</p> <p>4 略</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5～7</u> 略</p> <p><u>8～12</u> 略</p> <p>(決裁の順序)</p>	<p><u>健康都市こども政策係</u></p> <p><u>(1) 課の文書及び経理に関すること。</u></p> <p><u>(2) その他課の庶務に関すること。</u></p> <p>幼児教育保育課～健康増進課 略</p> <p>(所長等)</p> <p>第4条 福祉事務所に所長及び副所長を、課に課長を、<u>室に室長を</u>、係に係長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、必要があると認めるときは、福祉事務所に次長を、課に担当課長、主幹、課長補佐、副主幹及び主査を、<u>室に主幹、室長補佐及び主査を</u>、係に主査を置くことができる。</p> <p>4 略</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理する。</u></p> <p><u>6～8 略</u></p> <p><u>9 室長補佐は、上司の命を受け、室長の職務を補佐する。</u></p> <p><u>10～14</u> 略</p> <p>(決裁の順序)</p>

改正後	改正前
<p>第7条 事務は、原則として係長（主査を含む。）の意思決定を受けた後、順次直属上司の意思決定及び関係課長の合議を経て、決裁権者の決裁を受けなければならない。ただし、第3条において地域福祉課、<u>福祉まると相談課</u>及び高齢障がい支援課が分掌する事務については、副所長の意思決定を省略することができる。</p> <p>（代決）</p>	<p>第7条 事務は、原則として係長（主査を含む。）の意思決定を受けた後、順次直属上司の意思決定及び関係課長の合議を経て、決裁権者の決裁を受けなければならない。ただし、第3条において地域福祉課、<u>福祉まると相談室</u>及び高齢障がい支援課が分掌する事務については、副所長の意思決定を省略することができる。</p> <p>（代決）</p>
<p>第8条 所長が不在のときは、当該事務を所管する課長がその事務を代決する。</p>	<p>第8条 所長が不在のときは、当該事務を所管する課長（<u>室長を含む。以下この条において同じ。</u>）がその事務を代決する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 課長の専決事項について、課長が不在のときは、所長（幼児教育保育課、こども若者支援課及び健康増進課にあつては副所長。以下この項において同じ。）がその事務を決裁する。ただし、所長もともに不在のときは、所管する事務の範囲内で主幹又は課長補佐がその事務を代決する。</p> <p>（専決）</p>	<p>3 課長の専決事項について、課長が不在のときは、所長（<u>健康未来政策課</u>、幼児教育保育課、こども若者支援課及び健康増進課にあつては副所長。以下この項において同じ。）がその事務を決裁する。ただし、所長もともに不在のときは、所管する事務の範囲内で主幹又は課長補佐がその事務を代決する。</p> <p>（専決）</p>
<p>第9条 第3条において幼児教育保育課、こども若者支援課及び健康増進課が分掌する事務（次項の規定により課長が専決するものを除く。）は、副所長が専決することができるものとする。</p>	<p>第9条 第3条において<u>健康未来政策課</u>、幼児教育保育課、こども若者支援課及び健康増進課が分掌する事務（次項の規定により課長が専決するものを除く。）は、副所長が専決することができるものとする。</p>
<p>2 第3条において各課が分掌する事務のうち、大府市決裁規程（昭和47年大府市規程第4号）別表第1及び第2において課長の専決事項とされてい</p>	<p>2 第3条において各課<u>又は室</u>が分掌する事務のうち、大府市決裁規程（昭和47年大府市規程第4号）別表第1及び第2において課長の専決事項とさ</p>

改正後	改正前
るものは、各課長が専決することができるものとする。	れているものは、各課長又は室長が専決することができるものとする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。